

## 地域性苗木等配付事業 イロハモミジの苗木を無償配付します

地域性苗木等配付事業では、森林の生物多様性と自然環境を保持した森林保全の推進を図ることを目的に、町内に山林を所有している個人又は法人に対して、無償で「イロハモミジの苗木」を配付します。

**配付対象** ● 次の項目のいずれかに該当する人です。

- 森林整備のため、間伐又は更新伐を行う人
- 森林の境界木として、植樹を行う人
- 自然環境保全のため、景観樹木として植樹を行う人
- 地域資源として活用するため、植樹を行う人

**植樹場所** ● 町内に存する土地で地目が山林として登記されている場所

※ただし、自然環境保全又は地域資源の活用に必要なと認められる場合には、この限りでない。

**配付樹木** ● イロハモミジ苗木(高さ50cm～100cm程度)

※土地一筆につき10本を上限

**その他**

- 植付けや水やり等の管理は、申請者が行ってください。
- 肥料や資材等は申請者が用意してください。
- 枯れ補償は行いません。
- 植え付け後に位置図・写真等を提出してください。

**申込&問合せ** ● 9月2日(月)から20日(金)までに申請書類を提出してください。なお、申請書類は両神庁舎・産業振興課にあります。また、町ホームページからもダウンロードできます。

両神庁舎・産業振興課 ☎79-1101



町立病院医師の

気になるつぶやき  
小鹿野中央病院 山下 拓斗



### 熱中症にご用心!

こんにちは。町立病院総合診療科の山下です。今回からこちらのコーナー、内田先生からバトンを受け取りまして、町立病院医師が持ち回りで病気の解説などをしてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、この原稿が広報紙に載る頃にはすっかり残暑の季節になっていると思います。しかし、9月に入っても油断できないのが熱中症! 昨年は猛暑の影響で、全国で9万人以上の方が病院に搬送され、160人の方が亡くなりました。秩父郡市内でも、1人の方が熱中症で亡くなっています。このように命を奪いかねないような危険な熱中症は、①温度や湿度が高い環境、②水分不足で汗がかけない、などの原因が重なって起こります。

● エアコンや扇風機などで、室温を下げましょう。

熱中症は日射病とは違い、室内にいてもかかる病気です。節電も大事ですが、命を守るために無理せず、エアコンなどを使って熱のこもらない環境を作りましょう。

● こまめに水分補給をしましょう。

外出や入浴などの汗をかいた後は、喉が渇いていなくてもこまめな水分補給を。汗をかいた後は、必ずこまめに水分・塩分補給を心掛けましょう。ただし、心臓の病気をお

持ちの方は、水分や塩分の過剰摂取は心臓に負担をかけますので、あらかじめ主治医に相談してください。

● 外出の際は、熱中症対策をしっかり!

日傘や帽子などで日よけをし、通気の良い服で出かけましょう。外出前に水分は取りましたか? 水筒など水分補給の準備も忘れずに!

● 熱中症の症状を知り、早い対応を!

吐き気、筋肉のけいれん、頭痛、めまい、だるい、頭がぼーっとするなどの症状があれば、熱中症の可能性があります。

● 意識がしっかりしているなら、スポーツドリンクなどで水分補給を。

● 服をゆるめ、冷やしたタオルなどでわきの下や足の付け根を冷やす。

● 風通しのよい木陰や冷房の効いた部屋など、涼しい環境に移動する。

● 意識がはっきりしなければ、すぐに医療機関へ受診を!!

特に高齢の方や小さなお子さんは、熱中症にかかりやすいだけでなく、ご自身の症状をはっきりと伝えられないことも多く注意が必要です。自分だけでなく、ご家族など身の回りの方々にも気を配り、残暑を乗り切りましょう!

## マイホーム取得奨励金の交付対象が広がりました

子育て世帯の住宅取得を支援するマイホーム取得奨励金制度を改正し、交付対象を拡大しました。

**変更点**

- ①中古住宅を取得した場合も対象になりました。
  - ②夫婦いずれかの1親等内の直系尊属が同居する場合(いわゆる2世帯住宅)も対象になりました。
- ※平成31年4月1日以降に住宅を取得した場合です。

**交付対象** ● 次のすべてに該当する場合です。

- 子育て中の世帯(住宅を取得した年度に満15歳以下の子どもがいる世帯)であること。※2世帯住宅を含む。
- 世帯全員が取得した住宅に住所を設定し、現に居住を開始していること。
- 定住促進奨励金の交付を受けていないこと。
- 取得した住宅が一戸建ての専用住宅又は併用住宅であること。
- 町税、国民健康保険税の未納がないこと。

**奨励金額**

- 町内に住所を有する建設業者が住宅の建築を行った場合20万円
- 町外の建設業者が住宅の建築を行った場合10万円
- 中古住宅を取得した場合10万円

**交付申請** ● 住宅取得後6カ月以内に次の必要書類を持参のうえ、申請してください。

- ①マイホーム取得奨励金交付申請書
  - ②世帯全員の住民票(世帯主及び続柄が記載されたもの)
  - ③町税等に係る納税証明書
  - ④建築請負契約書又は売買契約書の写し
  - ⑤全部事項証明書(登記簿謄本)
  - ⑥2世帯住宅の場合は、当該直系尊属の子の戸籍謄本
- ※①マイホーム取得奨励金交付申請書は、小鹿野庁舎・総合政策課にあります。また、町ホームページからもダウンロードできます。



**町ホームページ**

トップ画面 >暮らし・手続き > 住まい支援 > 住まいに関する支援制度 > マイホーム取得奨励金

**申込&問合せ** ● 小鹿野庁舎・総合政策課

☎75-1238

メール machi@town.ogano.lg.jp



## 直接、採用担当者と面談できるチャンスです!! 小鹿野就職相談会を開催します

小鹿野地域での就職を希望する人を対象に就職相談会を実施します。事前の申込は不要で、入退場も自由です。ぜひこの機会にご参加ください。

**日時** ● 9月25日(水)14:00～16:00

**場所** ● 小鹿野文化センター

**対象** ● 小鹿野地域での就職を希望する人



## 農地の利用状況調査を実施します

小鹿野町農業委員会では、『農地の利用確認』、『遊休農地の把握・発生防止・解消』、『違反転用農地の発生防止・早期発見』を目的として、9月から11月にかけて農地の利用状況調査を町内全域で行います。

調査にあたり、帽子及び腕章を着用した農業委員会委員が農地等に立ち入る場合がありますが、ご理解とご協力をお願いします。

**問合せ** ● 小鹿野町農業委員会事務局 ☎79-1101  
(両神庁舎・産業振興課内)

## 耕作放棄地の草刈りをお願いします

耕作放棄地は、雑草の繁茂や病害虫の発生、鳥獣害、枯れ草火災の原因やゴミの不法投棄の誘発など、周辺の農業や近隣住民の生活に大きな影響を及ぼします。

自ら耕作できない農業者は、農地を他の農業者に貸すなど、耕作放棄地が発生しないようにしましょう。

また、農地の権利を有する人は、その農地を農地として利用する責務があります。草木の伐採・病害虫の駆除を行い、近隣住民に迷惑をかけないように適正な管理をお願いします。

**問合せ** ● 小鹿野町農業委員会事務局 ☎79-1101  
(両神庁舎・産業振興課内)